報酬請求上の留意事項について

共同生活援助

- I 報酬請求に係る基本事項
- Ⅱ サービス費及び各種加算について
- Ⅲ 各種減算について
- IV その他届出書について
- V 報酬請求時の返戻・警告について

I 報酬請求に係る基本事項

利用者の取扱いについて	
利用者数	報酬算定上満たすべき従業員の員数又は加算等若しくは減算の算定要件を算 定する際の利用者数は、当該年度の前年度(毎年4月1日に始まり翌年3月 31日をもって終わる年度)の平均を用いる。
新規指定 定員増	新設・定員増 6か月 1年 定員の90%(①) 期間①の全利用者数の延数を 直近1年間の全利用者数の延数を 期間①の開所に数で除して得た数。 開所日数で除して得た数。
定員減	定員減 3か月 1年 定員の90%(②) 期間②の全利用者数の延数を 直近1年間の全利用者数の延数を 期間②の開所に数で除して得た数。 開所日数で除して得た数。

従業者の勤務形態について	
常勤換算方法(※)	従業者の勤務延べ時間数を、常勤の従業者が勤務すべき時間数で除すること により、従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
常勤(※)	勤務時間が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していることをいう。
兼務	当該事業所に勤務する時間帯において、その職種以外の職務に同時並行的に 従事することをいう。なお、 <u>兼務が認められる職種は限られている</u> 。

※母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、 利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に30時間とすることも可。

Ⅱ サービス費及び各種加算について

共同生活援助サービス費

○ 日中の就労又は就労継続支援等のサービスを利用している障がい者に対し、共同生活住居において、 日常生活上の相談、介護等のサービスを提供したことに対する報酬。

基本報酬	算定要件	算定単位(障害支援区分に応じて算定)	
共同生活援助サービス費(Ⅰ)	世話人を4:1以上配置	243~667単位/日	
共同生活援助サービス費(Ⅱ)	世話人を5:1以上配置	198~616単位/日	#
共同生活援助サービス費 (皿)	世話人を6:1以上配置	170~583単位/日	要
共同生活援助サービス費(IV)	体験利用	272~697単位/日	

○ 障害支援区分が4以上であって、重度訪問介護対象者、同行援護対象者又は行動援護対象者が、 事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合等、個人単位で 居宅介護等を利用する場合、算定単位は単位数が異なります。

外部サービス利用型共同生活援助サービス費/受託居宅介護サービス費

○ 利用者全員に必要な基本サービス(日常生活上の援助や個別支援計画の作成等)については、 「外部サービス利用型共同生活援助サービス費」として報酬が包括的に評価。

基本報酬	算定要件	算定単位	届出
外部サービス利用型	世話人の配置(4:1、5:1、6:1、10:1)	114~272単位/	要
共同生活援助サービス費(I)~(V)	体験利用	日	

○ 利用者ごとに必要性や知用頻度等が異なる介護サービスについては、「受託居宅介護サービス費」 として、個々の利用者ごとに利用量に応じて単位数が定められています。

<u>日中サービス支援型共同生活援助サービス費</u>

○ 重度の障がい者等に対して、常時の支援体制を確保。 区分3以上で、常時の介護を要する状態にある者等を対象者として想定しているため、障害支援区 分3以上のみ単位が設定されています。

基本報酬	算定要件 算定単位(障害支援区分に応じて算 定)		届出
日中サービス支援型 共同生活援助サービス費 (I)	世話人を3:1以上配置	650~1,105単位/日	
日中サービス支援型 共同生活援助サービス費(Ⅱ)	世話人を4:1以上配置 574~1,021単位/日		
日中サービス支援型 共同生活援助サービス費(Ⅲ)	世話人を5:1以上配置	528~ 969単位/日	要
日中サービス支援型 共同生活援助サービス費(IV)	体験利用	677~1,135単位/日	

- 障害支援区分が4以上であって、重度訪問介護対象者、同行援護対象者又は行動援護対象者が、 事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合等、個人単位で 居宅介護等を利用する場合、算定単位は単位数が異なります。
- 日中サービス支援型共同生活援助サービスのうち、日中を共同生活住居以外の場所で過ごす利用者 へのサービス提供については、算定単位数が別に設定されています。日中を共同生活住居以外で過 ごす場合の単位は、障害支援区分 1 以下から設定されています。

福祉専門職員配置等加算

○ 良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、条件に応じて加算。

加算の種類	算定要件	算定単位	届出
福祉専門職員配置加算 (I)	常勤の世話人又は生活支援員のうち、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士又は 公認心理師 の資格保有者が35%以上雇用されている場合。	10単位 /日	
福祉専門職員配置加算 (Ⅱ)	常勤の世話人又は生活支援員のうち、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士又は 公認心理師 の資格保有者が25%以上雇用されている場合。	7単位 /日	要
福祉専門職員配置加算 (Ⅲ)	世話人又は生活支援員のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上である場合。	4単位 /日	

○ 事業所内で兼務をしている管理者、サービス管理責任者の取扱い

管理者: 直接処遇職員として業務を行う時間が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している場合には、常勤の従業者として算入可能。

サービス管理責任者: 事業所で常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している場合でも、勤務時間を分けて算入す

る必要があり、直接処遇職員として業務を行う時間が1週間の勤務時間の2分の1を超えて

従事する場合に、常勤の従業者として算入可能。

○ 同一法人内の他の事業所の業務を兼務し、勤務した時間数の合計が常勤の時間数に達している従業者の取扱い Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型(2): 原則として当該事業所において雇用される常勤の直接処遇職員の実際の人数に着目して

評価することから、1週間の勤務時間の2分の1を超えて当該事業所の直接職員として

従事する場合に、常勤の直接処遇職員(1人)として評価。

従って、ダブルカウントは出来ない。

Ⅲ型(1): 「常勤の直接処遇職員として勤務している従業者の合計勤務時間数(分子)」÷「直接処遇職員として勤務している従業者の合計勤務時間数(分母)」の算定上、勤務時間数を分子、分母に算入することが可能。

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

加算の種類	算定要件	算定単位	届出
視覚・聴覚言語障害者 支援体制加算	視覚・聴覚・言語機能に重度の障害がある利用者が 一定数以上で、意思疎通に関し専門性を有する職員 が配置されている場合。	41単位/日	要

看護職員配置加算

加算の種類	算定要件	算定単位	届出
看護職員配置加算	指定基準に定める員数の従業者に加え、看護職員を 常勤換算方法で1以上かつ利用者の数を20で除し て得た数以上配置している場合。 ※看護職員:保健師、看護師、准看護師 ※利用者の状況に応じて、以下の支援を行う。 ・利用者に対する日常的な健康管理 ・医療ニーズが必要な利用者への看護の提供等 ・定期又は緊急時における医療機関との連絡調整 及び受診等の支援 ・看護職員による常時の連絡体制の確保 ・重度化した利用者の対応に係る指針の作成及び 入居時における利用者又は家族への説明並びに	70単位/日	要
	同意 ※医療連携体制加算((IV)は除く)との併給不可。		

夜間支援体制加算

加算の種類	算定要件	算定単位	届出
夜間支援体制加算(I)	夜間支援従事者を配置し、夜間の時間帯を通じて必 要な介護等の支援を提供できる体制を確保している 場合に算定	30~672単位 /日	
夜間支援体制加算(Ⅱ)	夜間支援従事者を配置し、夜間の時間帯を通じて定 期的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体 制を確保している場合に算定	18~112単位 /日	要
夜間支援体制加算(Ⅲ)	夜間利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、 常時の連絡体制が確保されている場合、または、警 備会社と委託契約を締結している場合に算定	10単位 /日	

【(Ⅰ)(Ⅱ)要件上の留意事項】

- 夜間の時間帯
 - ・利用者の生活サイクルに応じて、1日の活動終了時刻から開始時刻までを基本として設定する。 (午後10時から翌日の午前5時までの間は最低限含む)
 - ・この時間帯勤務した時間数は、従業者の配置基準上含めないこと。
- 夜間支援従事者の配置
 - ・夜間支援従事者は、夜間に支援を行う利用者が居住する共同生活住居に配置される必要があること。
 - ・複数の住居に居住する利用者に対して夜間支援を行う場合、配置されている住居とその他の住居が概ね10分以内で移動出来る距離で、かつ、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるような 連絡体制が確保される必要があること。
- 1人の夜間支援従事者が支援を行うことのできる利用者の数は、
 - ・複数の住居(5カ所まで(サテライト型住居の数は本体住居と併せて1カ所)):20人まで。
 - ・1か所の住居 : 30人まで。

夜間支援体制加算

【(Ⅰ)(Ⅱ)算定上の留意事項】

- 1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象者数に応じて算定する。 夜間支援対象者数とは、夜間支援を行う住居に入居している利用者の総数。 現に入居している利用者数ではなく、前年度の平均 夜間支援利用者数。混同しがちなので、注意を。
 - ※ 令和3年度から利用者数の単位がより細分化されている。
- 1か所の住居において、2人以上の夜間支援従事者が夜間支援を行う場合 それぞれの夜間支援従事者が実際に夜間支援を行う利用者数(上記の平均利用者数)を按分して算定する。
 - ※ 算定にあたっては、<u>小数点第1位を四捨五入</u>。
 - ※ 夜間支援対象者数の変更の場合は、前年度の平均利用者数に定員の変更分の90%を加えたものを 当該年度の夜間支援対象利用者数とする。

【(Ⅲ)要件上・算定上の留意事項】

- 夜間防災体制・常時の連絡体制の内容は以下のア、イのいずれかに該当すること。
 - ア 警備会社と委託契約をしている場合。 警備会社に委託する際は、利用者の状況等について伝達しておくこと。
 - イ 当該事業所の従業者が常駐する場合のほか、次の場合にも算定できる。
 - ・携帯電話などにより、夜間及び深夜の時間帯の連絡体制が確保される場合。
 - ・指定共同生活援助事業所の世話人及び生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託 されたものにより連絡体制を確保している場合。(別途報酬により評価されている場合は算定 対象外)
 - ※緊急時の連絡先や連絡方法については、運営規程に定めるとともに住居内の見やすい場所に掲示すること。
- 常時の連絡体制又は防災体制を確保している場合、入居している利用者全員につき算定すること。

(参考) 夜間支援等体制加算に係る夜勤職員及び宿直職員の取扱いについて

	夜勤	宿直
勤務の態様	排尿介助、おむつの交換、寝返りの介助等	①常態としてほとんど労働する必要が無い勤務であり、定時的な巡視、緊急時の文書又は電話の収受、非常事態に備えた待機等。少数の入居者に対して行う排尿介助、おむつの交換、検温等の軽度かつ短時間の作業であること。要介護者を抱きかかえるなど身体に負担のかかる場合を含まないもの。介助作業が1勤務中に2回を限度として、1回あたりの所要時間が通常10分程度のものであること。 ②通常の勤務時間の拘束から解放されていること。 ③睡眠設備が設置されていること。
労働時間	原則1週40時間、1日8時間の法定労働時間の範囲。超える場合は、労使協定を締結し届け出たうえで、割増賃金の支払いが必要※夜間支援等体制加算(I)の算定要件として、夜間及び深夜の時間帯(午後10時から午前5時まで)の少なくとも半分以上の時間を労働時間に含め、かつ夜勤手当を支給すること	労働時間とみなされない
休憩・休日	毎週1回の休日が必要。労働時間が6時間を超 える場合には、一定の休憩時間を労働時間の途 中に与える必要がある	休憩・休日の適用はない
手当	深夜の時間帯(午後10時〜午前5時) の労働に ついて割増賃金の支払いが必要	深夜割増賃金を含む宿直手当の最低額は、事業 所における同種の労働者に対して支払われてい る賃金の1人1日平均額の3分の1を下回らな いこと

夜間支援体制加算

加算の種類	算定要件	算定単位	届出
夜間支援体制加算(IV)	夜間支援等体制加算(I)を算定している利用者に対して、更に事業所単位で <u>夜勤</u> を行う夜間支援従事者を加配し、 <u>夜間及び深夜の時間帯を通じて</u> 必要な介護等の体制を確保している場合	30~60単位/ 日	
夜間支援体制加算(V)	夜間支援等体制加算(I)を算定している利用者に対して、更に事業所単位で <u>夜勤</u> を行う夜間支援従事者を加配し、 <u>夜間及び深夜の一部の時間帯を通じて</u> 必要な介護等の体制を確保している場合	15~30単位/ 日	要
夜間支援体制加算(VI)	夜間支援等体制加算(I)を算定している利用者に対して、更に事業所単位で <u>宿直</u> を行う夜間支援従事者を加配し、 <u>夜間及び深夜の時間帯を通じて定時的</u> な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を 確保している場合	15~30単位 /日	

【算定方法】

夜間支援体制加算(IV·V·VI共通)

1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じるが、その際、夜間支援を行う共同生活<u>住居に入居している利用者の総数</u>とする。

利用者の総数は、現に利用している利用者の総数ではなく、<u>前年度の平均夜間支援利用者数の総数である。</u>

夜間支援体制加算

【(IV)(VI)要件上の留意事項】

- 夜間支援従事者の配置
- ・(IV) 夜間支援体制加算(I)により配置される別の夜間支援従事者が1人のみ常駐する共同生活 住居の利用者に手厚い支援体制の確保や適切な休憩時間を確保を図るために、事業所に夜間及び深夜 の時間帯を通じて配置されること。
- ・(V) (IV)と同様であるが、夜間及び深夜の一部の時間帯に配置される必要がある。(午後10 時から翌日の午前5時までの間において少なくとも2時間以上の勤務時間がある場合)
- ・(VI) 夜間支援従事者は、少なくとも1晩につき1回以上は当該加算の対象とする夜間支援対象利 用者が居住する共同生活住居を巡回すること。利用者の状況に応じ、定時的な居室の巡回や電話の収 受のほか、緊急時の対応等を行うものとする。

【以下共通】

- ・夜間支援体制加算(I)により配置される別の夜間支援従事者が1人のみ常駐する場合であり、2人以上常駐する共同生活住居の利用者の場合は、加算対象とならない。
 - ・常駐する別の夜間支援従事者とは緊密な連携体制を確保する必要がある。
 - ・1人の夜間支援従事者(IV)が支援を行うことができる利用者の数は30人まで。

○ 勤務形態

- ・常勤・非常勤を問わず、夜間における支援を委託されたものも可。
- ・短期入所事業所(併設型・空床型)の場合は、短期入所事業所の従業者が夜間支援従事者の兼務可。
- ・利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間、夜勤を行う専従の夜間支援従事者が事業所に配置されていること。

夜勤職員加配加算 ※日中サービス支援型のみ算定可

加算の種類	算定要件	算定単位	届出
夜勤職員加配加算	日中サービス支援型における夜勤体制について、 指定基準に定める員数に加え、共同生活住居ごとに 夜間支援従事者を1以上配置した場合に加算	149単位/日	要

重度障害者支援加算

加算の種類	算定要件	算定単位	届出
重度障害者支援加算 (I)	障害支援区分 <u>6</u> 以上であって重症心身障害者等重度 障害者等包括支援の対象となる者 1 人以上利用して いる場合であって、指定基準に定める人員基準に加 えて生活支援員を加配するとともに、一定数のサー ビス管理責任者又は生活支援員が一定の研修を修了 している場合	360単位/日	要
重度障害者支援加算 (Ⅱ)	障害支援区分4以上であって重症心身障害者等重度 障害者等包括支援の対象となる者1人以上利用して いる場合であって、指定基準に定める人員基準に加 えて生活支援員を加配するとともに、一定数のサー ビス管理責任者又は生活支援員が一定の研修を修了 している場合 (I)と重ねての請求はできない。	180単位/日	要

医療的ケア対応支援加算

加算の種類	算定要件	算定単位	届出
医療的ケア対応支援加算	看護職員を常勤換算方法で1以上配置し、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者に対して指定共同生活援助等を提供する場合 ただし、重度障害者支援加算(I)を算定している場合は、加算できない。	120単位/日	要

日中支援加算

加算の種類	算定要件	算定単位	届出
日中支援加算(I)	高齢または重度の障がい者(65歳以上または障害 支援区分4以上)であって、日中をグループホーム の外で過ごすことが困難であると認められる利用者 に対して、個別支援計画に基づいて日中に支援を 行った場合。 ※土日祝日は算定対象外 ※個人単位で居宅介護を利用する場合は算定不可	対象利用者が 1人 539単位/日 対象利用者が 2人以上: 270単位/人	
日中支援加算(Ⅱ)	日中活動サービスの支給決定を受けている利用者又は就労している利用者等が、心身の状況等により当該サービス等を利用できないとき、又は出勤予定日に出勤できないときに、当該利用者に対して、日中に介護等の支援を行った場合であって、当該支援を行った日数の合計が1月につき2日を超える場合、3日目以降について算定。	対象利用者が 1人 区分4~6 区分4~6 539単位/日 区分3以下 270単位/日	不要
 ○ 日中支援加算算定にあたっての留意事項 ・指定基準に定める人員基準に加えて、日中支援従事者の加配が必要 =>指定基準に規定する生活支援員又は世話人の員数を算定する際の 勤務時間に日中の時間帯も算定している場合は、算定不可。 日中サービス支援型においては、加配は不要。 ・算定にあたり、(I)と(II)の利用者がいる場合は、合算した人数を 基準とした単位から算定すること。 		対象利用者が 2人以上: 区分4~6 270単位/人 区分3以下 135単位/人	

自立生活支援加算

加算の種類	算定要件	算定単位	届出
自立生活支援加算	退去する利用者に対し、退去後の居住の場の確保、 在宅サービスの連絡調整等を行った場合 ※ 入居中2回 、退去後1回が限度	500単位	不要

入院時支援特別加算・長期入院時支援特別加算

加算の種類	算定要件	算定単位	届出
入院時支援特別加算	病院又は診療所を <u>訪問し</u> 、入院期間中の被服等の準備 や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うと ともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、 病院又は診療所との連絡調整を行った場合、1月に1 回を限度として算定。 ※入院期間が7日未満の場合は1回以上、7日以上 の場合は2回以上訪問する必要があること	入院期間が 3日~7日未満 561単位/月 7日以上 1,122単位/月	不要
加算内容	算定要件	算定単位	届出
長期入院時支援特別加算	病院又は診療所を <u>訪問し</u> 、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合、※1月の入院期間が2日を超える場合、3日目から算定(入院の初日及び最終日を除く)※1週に1回以上は訪問する必要があること※継続して入院している場合、最大3月間まで算定可能	122単位/日 (指定共同生 活援助事業所 の場合)	不要

帰宅時支援加算・長期帰宅時支援加算

加算の種類	算定要件	算定単位	届出
帰宅時支援加算	利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の 確保等の支援を行った場合。 ※1月に1回を限度として算定	帰宅期間が 3日~7日未満 187単位/月 7日以上 374単位/月	不要

加算の種類	算定要件	算定単位	届出
長期帰宅時支援加算	利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合。 ※1月の外泊期間が2日を超える場合、3日目から算定 ※外泊の初日及び最終日を除く ※継続して外泊している場合、最大3月間まで算定可能	40単位/日 (指定共同生 活援助事業所 の場合)	不要

【入院時支援特別加算・長期入院時支援特別加算の算定上の留意事項】

- 行った支援内容について、記録しておくこと。
- 入院時支援特別加算が算定される月に、長期入院時特別加算の算定は不可。

【帰宅時支援加算・長期帰宅時支援加算の算定上の留意事項】

- 利用者が帰省している間、家族等との連携を十分図り、利用者の居宅等における生活状況等を十分把握するとともに、その内容については記録しておくこと。
- 必要に応じて共同生活援助計画の見直しを行う必要があること。
- 帰宅時支援加算が算定される月に、長期帰宅時支援加算の算定はできない。
- 長期帰宅時支援加算は長期入院時支援特別加算と同一日に算定することはできない。

地域生活移行個別支援特別加算

加算の種類	算定要件	算定単位	届出
地域生活移行個別支援 特別加算	社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格を有する者を配置し、医療観察法に基づく通院医療の利用者、刑務所出所者等に対して、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を行った場合。 ※対象者は通院決定を受けてから、又は矯正施設若しくは更生保護施設を退所等の後、3年を経過していないこと ※有資格者による指導体制が整えられていること ※支援に関する研修が年1回以上行われていること ※関係機関との協力体制が整えられていること	670単位/日	要

精神障害者地域移行特別加算

加算の種類	算定要件	算定単位	届出
精神障害者地域移行 特別加算	精神科病院に1年以上入院していた精神障害者であって、当該精神科病院を退院してから1年以内ものに対して、地域で生活するために必要な相談支援や個別支援等を社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師が実施した場合。 ※退院してから1年以内について、算定が可能。 ※共同生活援助計画に位置付けること。 ※地域生活移行個別支援特別加算を算定している場合は、算定不可。	300単位/日	要

強度行動障害者地域移行特別加算

加算の種類	算定要件	算定単位	届出
強度行動障害者地域 移行特別加算	障害児者支援施設に1年以上入所していた強度行動障がい者であって、当該施設等を退所してから1年以内ものに対して、共同生活援助計画に基づいて、地域で生活するために必要な相談支援や個別支援等を実施した場合。 ※施設要件・サービス管理責任者又は生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者又は行動援護従業者養成研修の了者を1以上配置・生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者又は行動援護従業者養成研修修了者の割合が100分の20以上であること※重度障害者支援加算を算定している場合は、算定不可。	300単位/日	要

強度行動障害者体験利用加算

加算の種類	算定要件	算定単位	届出
強度行動障害者体験 利用加算	※ 対象者の要件 障害支援区分認定調査の結果に基づき、項目中 行動関連項目について、算出した点数の合計が 10点以上の者であって、体験的に利用する者 であること。 ※ 施設要件 上記、地域移行特別加算と同様。	400単位/日	要

医療連携体制加算

加算の種類	算定要件	算定単位	届出
医療連携体制加算 (I)	医療機関との連携により、訪問した看護職員が <u>1時間未満</u> の看 護の提供等を行った場合(対象者は8人が限度)	32単位/日	
医療連携体制加算 (Ⅱ)	医療機関との連携により、訪問した看護職員が1時間以上2時間未満の看護の提供等を行った場合(対象者は8人が限度)	63単位/日	
医療連携体制加算 (Ⅲ)	医療機関との連携により、訪問した看護職員が2時間以上の看 護を行った場合(対象者は8人が限度)	125単位/日	
医療連携体制加算 (IV)	医療機関との連携により、訪問した看護職員が医療的ケアの判 定スコアの項目等の看護を行った場合(対象者数により単位が 変更)	400~800単位 /日	不要
医療連携体制加算 (V)	医療機関との連携により、訪問した看護職員が介護職員等に喀 痰吸引等に係る指導を行った場合(看護職員1人1日当たり)	500単位/日 (看護職員 1 日当たり)	
医療連携体制加算 (VI)	介護職員等が看護職員の指導の下、喀痰吸引等を実施した場合 (利用者1人1日当たり)	 100単位/日 	
医療連携体制加算 (Ⅶ)	日常的な健康管理、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備している場合 ※従業者として若しくは病院等との連携により、看護師を1名以上確保していること。 ※看護師により24時間連絡できる体制を確保していること。 ※重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に内容を説明し同意を得ていること。	39単位/日	要

通勤者生活支援加算

加算の種類	算定要件	算定単位	届出
通勤者生活支援加算	一般の事業所で就労する利用者が50%以上を占める事業所において、利用者の自活に向けた支援の質の向上を図るため、主に日中において、職場での対人関係の調整や相談・助言、金銭管理の指導等、日常生活の支援を行っている場合	18単位/日	要

福祉・介護職員処遇改善加算

加算の種類	算定要件	届出
福祉·介護職員処遇改善 加算	厚生労働省が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に届け出た事業所が、利用者に対してサービスを行った場合に算定※要件により、(I)~(V)の5つの加算区分あり	要

福祉・介護職員処遇改善特別加算

加算の種類	算定要件	届出
福祉·介護職員処遇改善 特別加算	福祉・介護職員を中心として従業者の処遇改善が図られていること。※「キャリアパス要件」及び「職場環境等要件」は問わない	要

Ⅲ 各種減算について

減算の概要

減算内容	減算要件等		
大規模住居等減算	共同生活住居の入居定員の規模に応じ、所定単位数を減算する。		
サービス提供職員 欠如減算	指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、所定単位数を減算する。 1割を超えて欠如 : その翌月から 1割未満の範囲内で欠如: その翌々月から 人員基準欠如が解消されるに至った月までの間、基本単位数の70%を算定。		
サービス管理責任者 欠如減算	指定基準により配置すべきサービス管理責任者が欠如した場合、所定単位数を 減算する。 その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで 減算適用1月目~4月目:基本単位数の70%を算定 5月目以降 :基本単位数の50%を算定		

減算の概要

減算内容	減算要件等
個別支援計画 未作成減算	共同生活援助計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、当該月から 当該状態が解消されるに至った月の前月までの間、所定単位数を減算する。 減算適用1月目~2月目:基本単位数の70%を算定 3月目以降 :基本単位数の50%を算定
身体拘束廃止未実施減算	身体拘束等に係る記録を行っていない場合、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から1日につき5単位を減算する。

Ⅳ その他届出書について

届出書について

変更届	変更の日から10日以内 ただし、基準に係る部分(住居の追加、定員増加、事業所移転など)に ついては、変更前(概ね2週間前)に相談又は提出してください。
廃止・休止・再開届	廃止・休止: 廃止及び休止日の1ヶ月前 再開: 再開日から10日以内

【共同生活援助において、届出が必要な**主な**変更事項】 (様式第2号 変更届出書)

1	事業所(施設)の名称	8	事業所(施設)の管理者の氏名及び住所
2	事業所(施設)の所在地(設置の場所)	1 0	事業所のサービス管理責任者の氏名及び住所
3	申請者(設置者)の名称	1 2	主たる対象者
4	主たる事務所の所在地	1 3	運営規程
5	代表者の氏名及び住所	1 4	介護給付費等の請求に関する事項
7	事業所(施設)の平面図及び設備の概要		協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力 医療機関との契約内容

◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第四十六条

(変更の届出等)

第四十六条

指定障害福祉サービス事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定障害福祉サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 指定障害者支援施設の設置者は、設置者の住所その他の厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、 厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

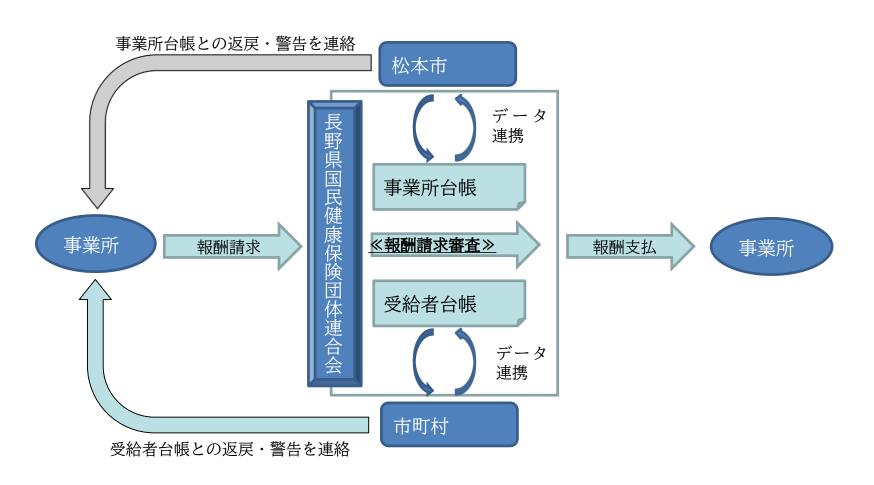
届出書について

加算届	提出期限
加算等を算定する場合(単位数の増)	前月の15日までに提出(開庁日) ※16日以降は翌々月からの適用となります。 (年度当初から算定する前年度実績に関わる加算については4月中旬) ※夜間支援体制の加算については、6月間又は1年間の実績に基づき変更することが可能であり、変更後の算定単位数が増加する場合であっても、届出の提出期限は上記の例外として、変更のあった月の15日までとします。
加算等を取り下げる場合 (単位数の減)	すみやかに提出。 事実が発生した日から適用となります。 事後であっても加算の変更届出書の提出が必要です。
福祉・介護職員処遇改善加算 福祉・介護職員処遇改善特別加算	前々月の末日までに提出 (年度当初は前年度の2月末日)

V 報酬請求時の返戻・警告について

報酬請求時の審査について

報酬請求審查概略図



返戻・警告について

返戻・警告とは

種類	内容
返戻(エラー)	請求情報の記載誤りや不備等で台帳との突合で不一致が生じ、支払処理ができない状況。請求は差し戻され、支払は行われない。
警告	請求情報の記載誤りや不備等で台帳との突合で不一致が生じている可能性がある状況。 支払は県及び市町村との協議の上で可否を判断する。

返戻・警告の対応方法

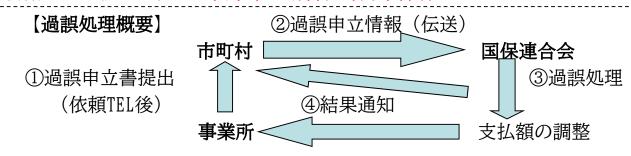
毎月の請求期限後、4日間程度差替え期間が設定されているため、その期間中に国保連合会と調整の上、 誤った請求の取下げ及び正しい請求の再請求を行う。

この手続きを経た上で返戻・警告が消えた場合、通常通りの支払となる。

過誤処理について

	内容
過誤処理	国保連合会で審査決定(支払)をした後に、請求誤り(洩れや一部変更等)が判明した場合、過誤調整として誤った請求の取下げ及び正しい請求での再請求を行う手続き。

過誤処理を行う場合、過誤処理を行う利用者の支給決定市町村に対して過誤申立書を提出した上で、取下げ・再請求の手続きを行う。<mark>松本市の場合、毎月末締切</mark>



過誤処理の方法について

過誤処理の方法	内容	支払内容
通常過誤	・事業所は、市町村に支払決定済の請求明細書等の過誤依頼 (取下げ依頼)を行う。・市町村が過誤申立書情報を国保連合会へ<u>申立てた月の翌月</u> 以降に再請求をする。	請求額一過誤額
同月過誤	 事業所は、市町村に支払決定済の請求明細書等の過誤依頼 (取下げ依頼)を行う。 松本市の場合、毎月末締切 事業所は、市町村が過誤申立書情報を国保連合会へ<u>申立て</u> る月に再請求をする。 	請求額-過誤額+再 請求額

(例) 令和元年5月サービス提供分(10万円)を誤って請求したが、9万円が正しい請求であり、 令和元年9月サービス提供分(15万円)を請求する際に過誤処理を行う場合。

【通常過誤】

令和元年10月請求時に、9月分(15万円)-5月分誤(10万円)=5万円が支払われる。 5月分正(9万円)は次回以降の請求時に合わせて行う。

【同月過誤】

令和元年10月請求時に、9月分(15万円)-5月分誤(10万円)+5月分正(9万円)=14万円が支払われる。

※同月過誤を行う場合、手続きのスケジュールが通常過誤よりも短いため事前に市町村へ要相談。